

宮医発第 103 号  
令和 5 年 4 月 14 日

郡 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会  
会 長 佐 藤 和 宏  
[ 公 印 省 略 ]

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴う高齢者施設における  
医療提供体制の確保に係る御協力について

本会活動の推進につきましては、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、宮城県保健福祉部長より別紙のとおり通知がありました。今般、厚生労働省から別添文書「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」が発出され、その中で高齢者施設への医療提供体制の強化について通知されました。

「必要な体制を確保した上での施設内療養を伴う高齢者施設等への補助(施設内療養者 1 名あたり最大 30 万円)」については、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後も、高齢者施設等が医療機関との連携体制を確保しているなど、必要な要件を設けた上で当面継続することとなったことが示されております。具体的には、以下の対応がすべてできる医療機関との連携が求められます。

- ・施設からの電話等による相談への対応
- ・施設への往診（オンライン診療含む）
- ・入院の要否の判断や入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む）

これに伴い、それぞれの高齢者施設における医療連携体制の確保等の状況について、別添調査票にて調査が実施されることとなりました。本調査は、宮城県が各高齢者施設に対して別途実施するものですが、各医療機関への高齢者施設からの問い合わせが予想されますので、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、貴会会員・関係医療機関から問い合わせがあった際のご協力方について、ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

担当：総務部総務課 小野寺  
Tel 022-227-1591 Fax 022-266-1480

長 政 第 1 6 号  
令和 5 年 4 月 1 0 日

公益社団法人宮城県医師会会長 殿

宮城県保健福祉部長



新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う高齢者施設における医療提供体制の  
確保に係る御協力について

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般厚生労働省から、別添「新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」のとおり通知があり、その中で、高齢者施設への医療提供体制の強化について通知されております。

具体的には、以下の対応がすべてできる医療機関と連携が求められております。

- ・施設からの電話等による相談への対応
- ・施設への往診（オンライン診療含む）
- ・入院の可否の判断や入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む）

厚生労働省からそれぞれの高齢者施設における医療連携体制の確保等の状況について調査依頼があったことに加え、これらは、高齢者施設における施設内療養への補助の要件にもなっているところです。

つきましては、上記調査の実施の際に、高齢者施設において連携する医療機関の確保に努めるよう併せて依頼する予定であり、各医療機関に高齢者施設からの問い合わせが予想されますので、御承知おきいただくとともに御協力いただきますようお願いいたします。

（担当：長寿社会政策課 施設支援班 電話：022-211-2549）

事務連絡  
令和5年3月17日  
令和5年3月29日最終改正

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う  
医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナについては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、オクミロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされました。

その際、医療提供体制については、原則として、インフルエンザなど他の疾病と同様となることから、幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的な移行を目指すこととし、そのための各種対策・措置の段階的な見直しについて具体的な内容の検討・調整を進め、3月上旬を目途に具体的な方針をお示しするとしていたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の医療提供体制について、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においてとりまとめたところであり、その基本的考え方や外来・入院医療体制、入院調整、各種公費支援等の見直し内容について、下記のとおりとりまとめました。

今後、各都道府県において、下記に示した考え方等を基に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後も必要な方に必要な医療が提供できる体制を構築していただく必要があります。

特に入院医療体制、入院調整に関しては、各都道府県において、地域の医療関係者等とも協議の上、幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診できる医療体制に向けた今後の移行の具体的な方針や目標等を示した9月末までの「移行計

画」(以下「移行計画」という。)を策定いただき、4月21日(金)までにご提出いただくようお願いいたします。

また、移行計画の検討・策定に当たって、都道府県医師会等の地域の医療関係者等と協議の上、保健所設置市・特別区とも連携を行いながら、実効性のある移行計画を作成いただくよう、お願いいたします。

**Q&A(別紙)を追加しました。**

(参考)「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」(令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定) (<https://www.mhlw.go.jp/content/001070702.pdf>)

※ 新型コロナの診療報酬上の特例の見直しについては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について(情報提供)」(令和5年3月10日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)別紙2 P 3、4において見直しの概要をお示ししているところですが、その取扱いの詳細については、後日通知でお示しします。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001070769.pdf>)

[照会先]

【医療提供体制の移行に関すること】

新型コロナウイルス感染症対策本部

医療班 小峰、廣川、中村

TEL 03-5253-1111 (内線8183、8744、8078)

03-3595-3205 (夜間直通)

【公費支援に関すること】

新型コロナウイルス感染症対策本部

戦略班 渡邊、大嶋

TEL 03-5253-1111 (内線8056、8062)

03-3595-3489 (夜間直通)

## 5. 高齢者施設等における対応

### 【高齢者施設における対応】

#### (1) 基本的考え方

- 高齢者施設等には重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、高齢者施設等における対応（入所者が陽性となった場合の対応等）について、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制を確保するとともに、感染症対応に円滑につながるよう、平時からの取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等は当面継続する。

(※) 施設内療養の補助については、高齢者施設等が医療機関との連携体制を確保しているなど、必要な要件を設けた上で実施し、5類移行後の状況を踏まえて見直しを行う。

#### (2) 各種の政策・措置の取扱い

##### ① 医療機関と高齢者施設等の連携

- 高齢者施設等における医療支援については、これまでも「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について（高齢者施設等における医療支援のさらなる強化等）の考え方について」（令和4年4月4日付け事務連絡）等により、感染制御や業務継続の支援体制の整備や、医師や看護師による往診・派遣を要請できる医療機関の事前確保の取組を進めていただいていたところである。

- 位置づけ変更後においても、引き続き医師による往診等の医療支援が行われるとともに、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制とすることが必要である。そのため、新型コロナ患者に係る往診や電話等による相談、入院の要否の判断及び入院調整に対応できる医療機関の確保の取組をより一層強化いただきたい。なお、こうした医療機関の確保ができていないかを改めて確認する必要があると考えられるため、管下の全ての高齢者施設等への調査を実施いただきたい。詳細は、③高齢者施設等での感染対策を含む施設内療養の体制の項でお示しする。

- また、上記のような医療機関との連携体制があった上で、地域における新型コロナの流行により、当該医療機関が対応できない場合に、自治体での調整により速やかに他の医療機関や医師等による対応を可能とする等

といった取組も進めていただきたい。(自治体での取組事例：高齢者施設等への往診等が電話診療が可能な医療機関を確保し、医療提供を必要とする高齢者施設等と協力可能な医療機関とのマッチング・調整を行う窓口を県に設置(協力医療機関のみでの対応が困難な場合に調整))

② 高齢者施設等内での感染発生時に対応するための備え

○ 高齢者施設等における陽性者の発生初期から迅速・的確に対応するための備えの支援として、相談窓口機能の強化や電話・オンライン診療の体制構築等に取り組んでいただけてきたところ。(「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について(依頼)」(令和4年10月17日付け事務連絡(令和4年11月4日一部改正)))

○ 位置づけ変更後においても、高齢者施設等の職員が初動対応を相談できる相談窓口の設置に対する支援や、高齢者施設等における電話・オンライン診療の体制構築支援については、当面継続することとする。その詳細については追って連絡する。

○ また、同事務連絡において、感染制御・業務継続支援チームの体制強化として、平時から感染制御の専門家と行政機関等の連携体制(ネットワーク)を構築することをお願いしてきたところであるが、平時から地域(都道府県単位)において、院内感染に関する専門家からなるネットワークを構築する場合には、「医療提供体制推進事業費補助金」の「院内感染対策事業の実施について」(平成21年3月30日付け医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知)に基づく「院内感染地域支援ネットワーク事業」の活用が引き続き可能である。

③ 高齢者施設等での感染対策を含む施設内療養の体制

○ 必要な体制を確保した上で施設内療養を行う高齢者施設等への補助(施設内療養者1名あたり最大30万円)については、高齢者施設等が医療機関との連携体制を確保しているなど、必要な要件を設けた上で、当面継続することとする。具体的には、上記①の医療機関との連携や、高齢者施設等における感染対策をさらに推進する観点から、位置づけ変更後は、以下の要件を満たす高齢者施設等に限り補助することとする。については、各都道府県においては、別紙の調査票を使用し、管下の補助対象となる高

齢者施設等（※）全てに対して、以下の要件に関する調査を4月末までを目途に実施いただきたい。その上で、位置づけ変更後は、要件を満たすことが確認できた施設等に限り補助を実施されたい。なお、本補助事業の実施要綱はおって通知させていただく。また、本補助については、今後、5類移行後の状況を踏まえて見直しを行うこととする。

【要件】

- ・ 医療機関の確保
- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- ・ オミクロン株ワクチンの接種

（※） 補助対象となる高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

- また、感染者が発生した高齢者施設等における応援職員の派遣等に対する支援についても当面継続することとする。
  - 新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設等に看護職員を派遣する場合の派遣元医療機関等への補助については、当面継続することとする。また、新型コロナの感染地域における感染拡大を防止するため、外部から感染症対策に係る専門家を派遣するための経費についても、補助を当面継続する。その詳細については追って連絡する。
- ④ 退院患者の受入促進のための補助
- 高齢の退院患者の介護保険施設での受入促進を図ることについて、これまで取組を進めてきていただいたところであるが、位置づけ変更後においても、適切な療養環境の確保や、医療提供体制の確保の観点で重要である。
  - 介護保険施設において、医療機関から、退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、当該者について、退所前連携加算（500 単位）を入所した日から起算して 30 日を

限度として算定することを可能とする介護報酬上の臨時的な取扱いもお示ししてきたところであるが、当該取扱いについて、位置づけ変更後も当面継続する。

- また、都道府県においては、退院基準を満たして退院した要介護高齢者の受入に協力する介護老人保健施設の情報を地域の医療機関に提供いただいたところであるが、こうした取組についても継続的にお願いしたい。  
(参考)「退院患者の介護施設における適切な受入れに関する更なる取組について」(令和4年6月7日付け事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000948038.pdf>

### 【障害者施設における対応】

- 障害者支援施設等については、「オミクロン株の特性を踏まえた障害者支援施設等での感染発生時の対策の徹底について」(令和4年4月11日付け事務連絡)等により、感染制御や業務継続の支援体制の整備、医師や看護師による往診・派遣を要請できる医療機関の事前確保の取組、感染者が発生した施設に対する応援職員の派遣等に対する支援等について、取り組んでいただけてきたところである。
- 位置づけ変更後においても、引き続き衛生主管部局と障害保健福祉主管部局が連携して、こうした対応を継続いただき、障害者支援施設等における感染症対応に遺漏なきよう取り組むこと。

## 6. 宿泊療養・自宅療養の体制

### (1) 宿泊療養の取扱い

- 感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症患者の外出自粛は求められなくなるため、隔離のための宿泊療養施設は位置づけの変更と同時に終了する。
- ただし、高齢者や妊婦の療養のための宿泊療養施設は、入院とのバランスを踏まえた一定の自己負担を前提に、地方自治体の判断で経過的に9月末まで継続する(詳細は8(5)を参照)。経過的に継続する高齢者や妊婦の療養のための宿泊療養施設の確保状況等については引き続き報告されたい。詳細は追って連絡する。



◎3月17日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」に基づく調査について

今般、厚生労働省より発出された「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け事務連絡）に基づき、下記事項について調査を行いたく、令和5年●月●日までに赤枠内回答の上、～～あてご報告をお願いします。

なお、本調査については、地域医療介護総合確保基金（介護分）による「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」における「感染対策を行った上での施設内療養に要する費用」（施設内療養者1名あたり最大30万円）の補助にあたっての要件確認も兼ねており、令和5年5月8日以降は、**本調査によりすべての要件を満たすことが確認された事業所のみ、補助の対象となります。**

黄色セル＝入力必須

施設種別		
①-1	<p>施設の入所者に新型コロナの感染者(疑い含む)が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保済みですか。（自施設の医師が対応を行う場合も含まれます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設からの電話等による相談への対応</li> <li>・施設への往診（オンライン診療含む）</li> <li>・入院の可否の判断や入院調整(当該医療機関以外への入院調整も含む)</li> </ul> <p>※上記3項目全て必須です。                  ※協力医療機関や配置医が所属する医療機関が想定されますが、上記の対応が困難な場合は、それ以外の医療機関を確保してください。                  ※自ら確保しようとしたものの、確保することが困難な場合には、貴施設所在の自治体にご相談した上で、医療機関を確保することを検討してください。                  ※入所者により対応する医療機関が異なっても差し支えありませんが、全入所者について、対応する医療機関を確保済みであることが必要です。                  ※入所者全員が普段は通院している者のみである場合であっても、必要に応じて往診できる体制が必要です。</p>	
①-2	<p>【①-1が○の場合のみ回答】</p> <p>①-1の医療機関名を右欄に記入してください。                  （自施設の医師が対応を行う場合は、自施設の名称を記入してください。また、協力医療機関・配置医師が所属する医療機関等以外の医療機関でも可能です。）</p> <p>※複数の医療機関と連携している場合は、主な医療機関をひとつ記入してください。</p>	
①-3	<p>【①-1が○の場合のみ回答】</p> <p>①-1の医療機関に対し、上記の対応を行うことについて、事前の相談を行った年月を右欄に記入してください。                  （自施設の医師が対応を行う場合は記入不要です。）</p> <p>※複数の医療機関と連携している場合は、①-2に記入した医療機関と事前の相談を行った年月を記入してください。                  ※新型コロナウイルス感染症が生じた当初から事前の相談を行っていた場合等で、明確な相談時期を記載できない場合は、「2020年1月」と記入してください。</p>	
②-1	<p>全職員に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修を実施済みですか。                  （本調査回答時点では未実施であるが、令和5年5月7日までに実施予定の場合も含まれます。）</p> <p>※当該研修の実施については、令和3年介護報酬改定により、令和3年4月から運営基準上の努力義務となっています（令和6年度から完全義務化）。</p>	
②-2	<p>【②-1が○の場合のみ回答】</p> <p>直近での研修の実施年月日を右欄に記入してください。（本調査回答時点で未実施の場合は予定年月日）</p>	
②-3	<p>感染症の予防及びまん延防止のための訓練を実施していますか。                  （本調査回答時点では未実施であるが、令和5年5月7日までに実施予定の場合も含まれます。）</p> <p>※当該訓練の実施については、令和3年介護報酬改定により、令和3年4月から運営基準上の努力義務となっています（令和6年度から完全義務化）</p>	
②-4	<p>【②-3が○の場合のみ回答】</p> <p>直近での訓練の実施年月日を右欄に記入してください。                  （本調査回答時点で未実施の場合は予定年月日）</p>	
③-1	<p>希望する入所者へのオミクロン株対応ワクチン（1回目）の施設単位での接種は実施済みですか。</p> <p>※住民接種により対応した場合には、入所者への接種動向及び接種状況の把握を行っている場合に限り、△を選択してください。</p>	
③-2	<p>【③-1が○の場合のみ回答】</p> <p>直近で、入所者に対して接種の機会を設けた年月日を記載してください。</p>	
③-3	<p>希望する入所者へのオミクロン株対応ワクチン（2回目）の施設単位での接種を実施する予定がありますか。</p> <p>※住民接種により対応する場合においては、入所者への接種動向及び接種状況の把握を行っている場合に限り、△を選択してください。</p>	
③-4	<p>【③-3が○の場合のみ回答】</p> <p>接種を実施する予定年月日を記載してください。（予定日が確定していない場合は、概ねの時期を記載）</p>	

本資料の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

※本資料への虚偽記載があった場合は、基金からの補助の返還となる場合があります。

施設名	
代表者名	
記入日	令和 年 月 日